

令和2年国勢調査の概要



2020 World Population and Housing
Census Programme

SUSTAINABLE DEVELOPMENT GOALS



令和2年2月26日
総務省統計局国勢統計課

国勢調査の基本的役割

国勢調査：5年に一度日本に住む全ての人を対象に行う我が国最大・唯一の国民全数調査
公的統計の中でも最も中核的な基幹統計調査で国民共有の情報基盤を形成

法定人口（各種法令に基づく利用）

- 衆議院議員選挙区画定審議会設置法
- 地方自治法
- 政党助成法
- 公職選挙法

のほか、都市計画法施行令、農村地域工業等導入促進法施行令、災害対策基本法施行令、交通安全対策特別交付金等に関する政令、低開発地域工業開発促進法施行令、特定農山村地域における農林業等の活性化のための基盤整備の促進に関する法律施行令、地方揮発油譲与税法施行規則など多数の法律で基準人口として利用

国・地方自治体の施策の基礎資料

- 少子・高齢化対策、医療・福祉
 - 産業振興、雇用対策
 - 防災政策、災害復興計画、被害予測
 - 国土開発、都市計画
- など 各府省、都道府県、市町村における各種の政策・行政施策の基礎資料として幅広く活用

国家運営

情報基盤
(国民共有)



標本統計調査の母集団情報

- 労働力調査
 - 住宅・土地統計調査
 - 全国家計構造調査
- など 政府が行う標本統計調査の抽出フレームとして利用

推計用基準人口

- 国民経済計算
 - 推計人口、将来人口推計
 - 完全生命表
- など 各種の統計作成を行うための基準人口として利用

公的統計

社会経済

大学・シンクタンク等の研究分析

- 人口学、社会学、経済学等での利用
 - 社会経済の現状分析
 - 災害被害等のシミュレーション
- など 多数の学術研究、分析などで利用

経営分析・予測

- 製品・サービスの需要予測
 - 店舗・工場の立地計画
 - エリアマーケティング
- など 各種業界の経営戦略、市場分析等に幅広く活用

国勢調査の実施年

西暦年の末尾が『0』の年…大規模調査
『5』の年…簡易調査

統計法（平成十九年法律第五十三号）

（国勢統計）

第五条 総務大臣は、本邦に居住している者として政令で定める者について、**人及び世帯に関する全数調査**を行い、これに基づく統計（以下この条において「国勢統計」という。）を作成しなければならない。

- 2 総務大臣は、前項に規定する**全数調査（以下「国勢調査」という。）を十年ごと**に行い、国勢統計を作成しなければならない。ただし、**当該国勢調査を行った年から五年目に当たる年には簡易な方法による国勢調査**を行い、国勢統計を作成するものとする。
- 3 総務大臣は、前項に定めるもののほか、必要があると認めるときは、臨時の国勢調査を行い、国勢統計を作成することができる。

国勢調査の調査項目（従来）

	大規模調査（20項目）	簡易調査（16項目）
世帯員に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 男女の別 ・ 出生の年月 ・ 世帯主の続き柄 ・ 配偶の関係 ・ 国籍 ・ 現在の住居における居住期間 ・ 5年前の住居の所在地 ・ 在学、卒業等教育の状況 ・ 就業状態 ・ 所属の事業所の名称及び事業の内容 ・ 仕事の種類 ・ 従業上の地位 ・ 従業地又は通学地 ・ 従業地又は通学地までの利用交通手段 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 氏名 ・ 男女の別 ・ 出生の年月 ・ 世帯主の続き柄 ・ 配偶の関係 ・ 国籍 — — — ・ 就業状態 ・ 所属の事業所の名称及び事業の内容 ・ 仕事の種類 ・ 従業上の地位 ・ 従業地又は通学地 —
世帯に関する事項	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の種類 ・ 世帯員の数 ・ 住居の種類 ・ 住宅の床面積 ・ 住宅の建て方 	<ul style="list-style-type: none"> ・ 世帯の種類 ・ 世帯員の数 ・ 住居の種類 ・ 住宅の床面積 ・ 住宅の建て方

※平成27年国勢調査（簡易調査）では、東日本大震災対応のため「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を追加する一方、報告者負担の軽減のため「住宅の床面積の合計」を除外。

調査項目の変更点①

「住宅の床面積の合計」・・・

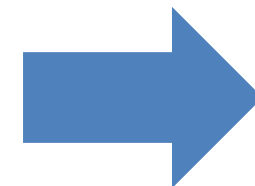
平成27年（2015年）国勢調査で臨時的に調査項目から除外

※東日本大震災対応のため、大規模調査の調査事項である「現在の住居における居住期間」及び「5年前の住居の所在地」を追加。報告者負担の軽減のため、「住宅の床面積の合計」を把握する調査事項を削除

⇒ 令和2年（2020年）国勢調査から廃止

（調査項目 20 → 19）

(4) 住宅の床面積の合計 (延べ面積)	20 ㎡ 未満	20~ 30㎡ 未満	30~ 40㎡ 未満	40~ 50㎡ 未満	50~ 60㎡ 未満	60~ 70㎡ 未満	70~ 80㎡ 未満
	・居住室のほか 玄関・台所・ トイレ・浴室・廊下・押し入れ などの床面積も含めます	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>
・営業用の部分及び他の世帯の 使用部分は除いてください	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>	<input type="radio"/>



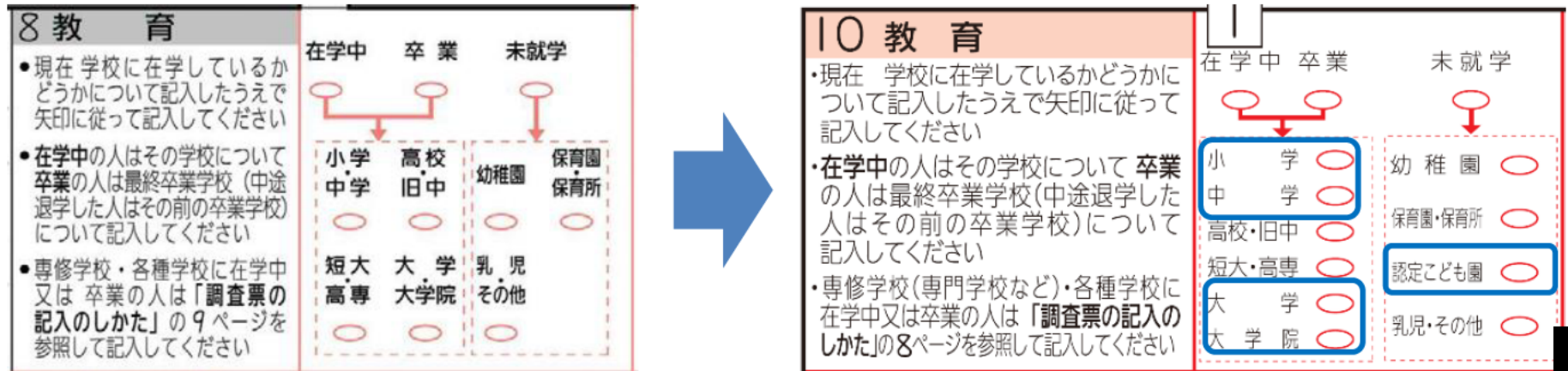
廃止

調査項目の変更点②

大規模調査項目である「教育」の調査事項について

- ・夜間中学校の設置の推進・充実などに当たり、義務教育未修了者の状況・実態を把握するため
- ・大学院修了者のキャリアパスの確保及び進路の可視化など、大学卒業者及び大学院修了者の状況・実態を別々に把握するため
- ・認定こども園制度の創設を踏まえ

- ① 『小学・中学』 を『小学』と『中学』に分離
- ② 『大学・大学院』 を『大学』と『大学院』に分離
- ③ 『認定こども園』を追加

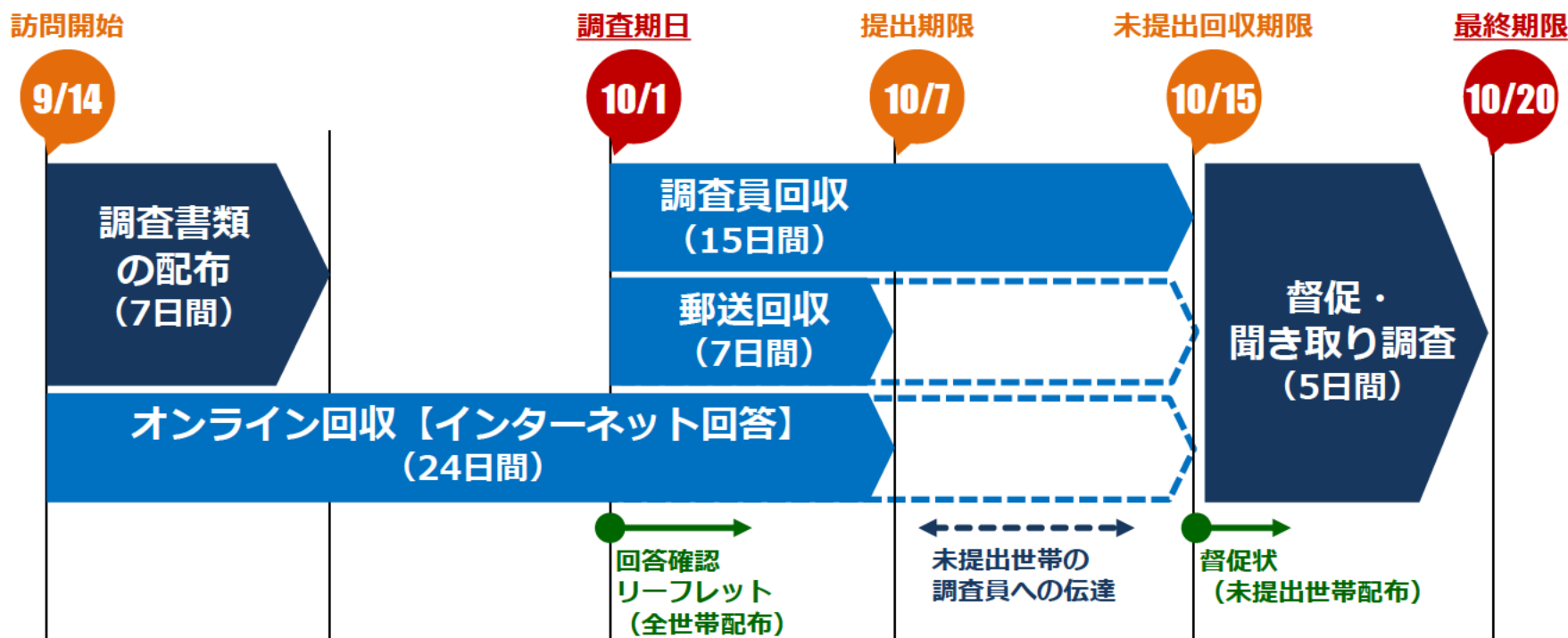


令和2年国勢調査の調査項目

	大規模調査（19項目）
世帯員に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・ 氏名・ 男女の別・ 出生の年月・ 世帯主の続き柄・ 配偶の関係・ 国籍・ 現在の住居における居住期間・ 5年前の住居の所在地・ 在学、卒業等教育の状況・ 就業状態・ 所属の事業所の名称及び事業の内容・ 仕事の種類・ 従業上の地位・ 従業地又は通学地・ 従業地又は通学地までの利用交通手段
世帯に関する事項	<ul style="list-style-type: none">・ 世帯の種類・ 世帯員の数・ 住居の種類・ 住宅の建て方

令和2年国勢調査の概要

調査期日	令和2年（2020年）10月1日（木）午前零時現在
調査対象	令和2年（2020年）10月1日現在、我が国に常住するすべての人 外国政府の外交使節団・領事機関の構成員等及び外国軍隊の軍人・軍属並びにこれらの家族を除く
調査項目	<世帯員に関する事項> 男女の別、出生の年月、就業状態 など <世帯に関する事項> 世帯員の数、住居の種類、住宅の建て方 など
調査の流れ	総務省 → 都道府県 → 市区町村 → 指導員 → 調査員 → 世帯
調査の方法	調査員が全世帯を訪問し、面接の上で調査票等の調査書類一式を配布 調査票の回収は オンライン（インターネット回答）、郵送、調査員



令和2年国勢調査の取組ポイント

1 インターネット回答の積極的推進

前回に続きオンライン調査を全国展開し、インターネット回答を積極的に推進

インターネット回答率
(チャレンジ目標)

50%

確実な実現を目指す管理目標（必達目標）を前回調査実績を超える40%に設定しつつ、より高い成果を目指して50%のチャレンジ目標を設定

2 誰もが答えやすいバリアフリーな調査

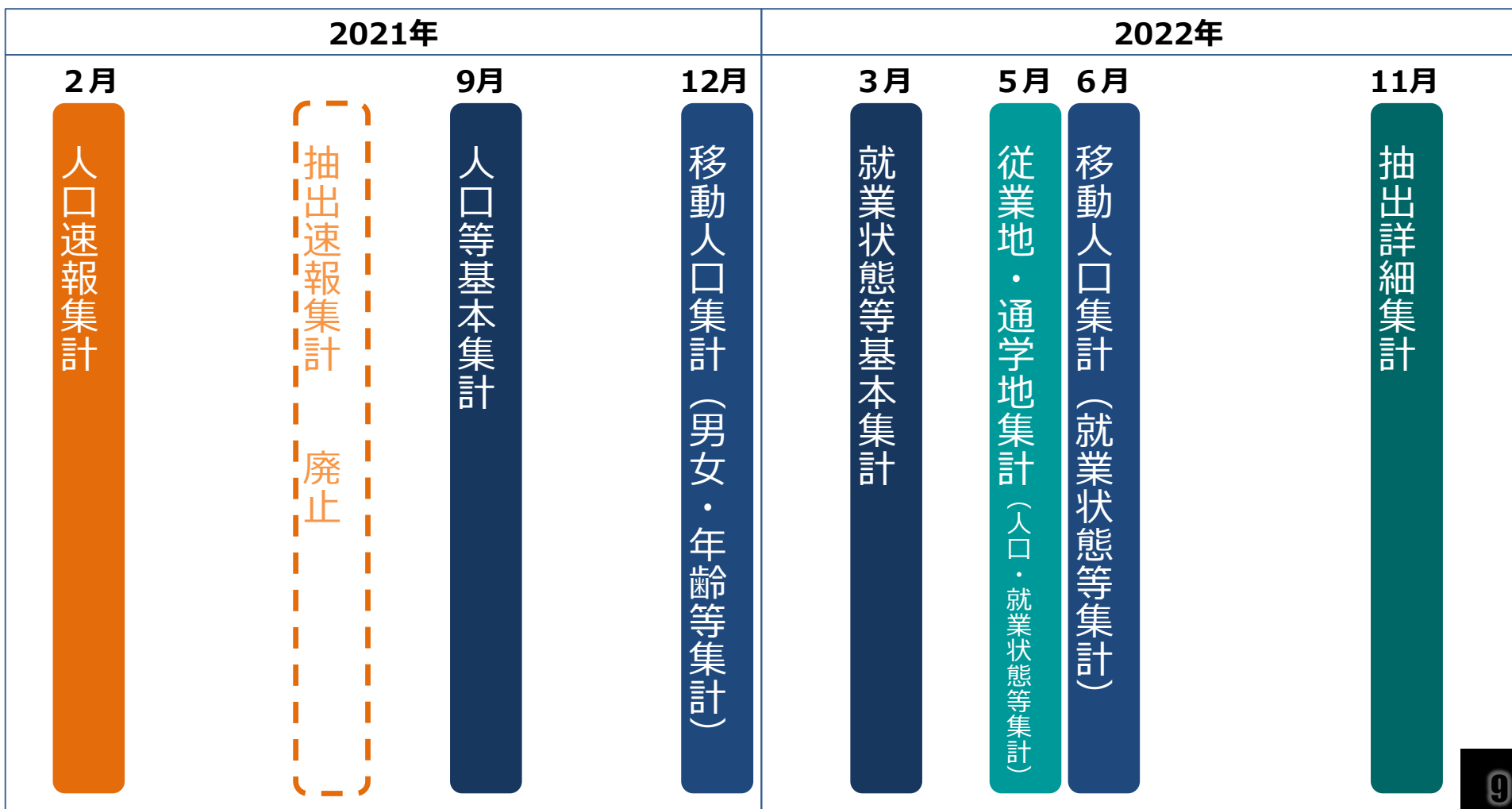
インターネット回答の多言語化など、回答チャネルを多様化し、外国人や障害者、高齢者の方々など全ての方の回答をサポートする多様な支援方策の充実

3 企業や団体の活動・サポートとのコラボレーション

企業・団体の社会貢献活動などとも協働・連携し、外国人・若年層等の回答やインターネット回答の促進、調査員活動のサポートを幅広く展開

令和2年国勢調査 集計体系・公表時期

- 抽出速報集計を廃止、世帯構造等基本集計などを統合
- 人口等基本集計以降の集計を1か月公表早期化



特別集計「日本国民の人口」

人口速報集計（2月）、人口基本等集計（9月）の各段階で、選挙区別の「日本国民の人口」を算出する特別集計を実施

◆ 「日本国民の人口」の算出方法

令和2年国勢調査総人口－令和2年国勢調査外国人人口

◆ 速報値における推計方法

- 人口速報集計（速報値）は、調査員が調査活動中に作成する調査世帯一覧を基に作成した要計表を用いて集計 ⇒ 外国人人口は把握できない
- 外国人人口は、平成27年国勢調査結果に、住民基本台帳による5年間の増減等を勘案して推計

$$\begin{aligned} & \text{令和2年外国人人口（推計値（速報値））} \\ & = \text{平成27年国調外国人人口} \\ & + \frac{\text{平成27年国調人口}}{\text{平成27年住基人口}} \times \text{住基外国人人口増減数（平成27年～令和2年）} \end{aligned}$$

